

令和6年

## 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

長崎労働局

職場における熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成29年からは「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

令和5年の長崎県内の職場における熱中症の発生状況（休業4日以上）をみますと、死亡災害の発生はありませんが、休業災害が12人（前年比3人減）となっています。業種別にみると、建設業、造船業、農業、商業、廃棄物処理業、通信業、警備業と多岐にわたる業種で発生しており、年齢も20歳代から70歳代まで幅広い年代で発生しています。また、「水分補給、休憩を実施してはいたが発症した」「体調が多少悪くても作業を継続した」「休憩や帰宅後にも症状が継続、悪化して医療機関を受診した」など、熱中症予防のための対応が十分ではなかった事例、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった事例が含まれています。

今夏も猛暑が予想されており、以上のことから、改めて熱中症予防対策の徹底を図ることが重要です。

つきましては、令和6年のキャンペーンを、別添の令和6年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施いたします。

各事業者団体等におかれましては、特に、①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと、に重点を置き、実情に応じた効果的な熱中症予防対策を実施していただきますようお願いいたします。また、各事業場におかれましては、同要綱の9及び10に記載された事項の確実な取組が行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本キャンペーンの一環として、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」が運営されていますので申し添えます。

資料1・・・令和6年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

資料2・・・「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット

資料3・・・令和5年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（全国版、速報値）

資料4・・・令和5年 長崎労働局管内の熱中症による労働災害